潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金交付要綱

令和７年７月１日

告 示 第 215 号

（目的）

第１条　この告示は、潟上市内の過疎地域への移住者等に対して、住宅の新築に要する費用の助成を行うことにより、移住者の生活の早期安定を図るとともに、市内過疎地域への移住・定住を促進し、地域活性化及び担い手確保による過疎地域の持続的発展に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　移住者　市外から市内へ転入した者（潟上市外から市内に住所を異動した日が、住宅建築工事を契約した日から起算して１年以内の者を含む。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア　市内から市外に住所を移し、継続して３年を超えて市外に居住した後、再び市内に住所を定める者

イ　市内に住所を定めたことがない者（転入の目的が修学又は一時的な赴任等の場合を除く。）

（２）　若者　第８条に規定する交付申請書の提出日において、年齢が39歳以下である者。

（３）　過疎地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）に基づき過疎地域とみなされる区域（昭和地域（旧昭和町）及び飯田川地域（旧飯田川町））をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす移住者又は若者とする。

（１）　過疎地域内に住宅を新築する者又はその配偶者であって、第11条に規定する事業完了実績報告書を提出する日までに当該住宅に住民登録をした上で居住するものであること。

（２）　新築した住宅に居住する者全員が市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税に限る。）、上下水道料金、国民健康保険税、保育料、幼稚園使用料及び市営住宅使用料を滞納していないこと。

（３）　新築した住宅に第11条に規定する事業完了実績報告書を提出した日から２年以上継続して居住する意思を有していること。

（補助対象住宅）

第４条　補助の対象となる住宅は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその配偶者が新築し、所有する過疎地域内の一戸建て住宅とする。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅部分の延べ床面積が建物全体の延べ床面積の２分の１以上（車庫及び物置の面積を除く。）であるものとする。

（補助対象工事等）

第５条　補助の対象となる工事等は、前条に規定する補助対象住宅に係る工事等であって、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当するものとする。

（１）　地盤調査　　　　補助対象住宅の安全性の確保のために行う調査であること。

（２）　基礎杭打ち工事　次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア　令和７年４月１日以降に契約した工事で、申請の日の属する年度において、第11条に規定する事業完了実績報告書を提出できること。

イ　前号に規定する地盤調査を行い、基礎杭打ち工事が必要と判断され、施工する工事であること。

（補助対象外工事等）

第６条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

（１）　地盤調査で基礎杭打ち工事が不要と判断された工事及び調査に要する費用

（２）　公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事に要する費用

（３）　車庫及び物置、門・塀等、居住の用に供さない部分に要する費用

（４）　他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度との重複が認められない費用

（５）　その他補助金の交付が適当でないと認められる工事に要する費用

（補助金の額等）

第７条　補助金の額は、補助対象工事等に要する費用の２分の１に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該補助金の額が50万円を超えるときは、50万円とする。

２　補助金の交付は、一の住宅について、１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第８条　申請者は、潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）　住民票謄本（続柄が記載され、申請日前３か月以内に発行されたもの）

（２）　戸籍の附票（移住者に該当する場合）

（３）　工事請負契約書又は請書の写し

（４）　工事内訳見積書の写し（基礎杭打ち工事に係る金額が分かる書類）

（５）　工事着手前の写真

（６）　市税等滞納有無調査承諾書（様式第２号）

（７）　建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認済証の写し及び図面

（８）　併用住宅の場合、住宅部分の延べ床面積が２分の１以上であることが分かる図面

（９）　地盤調査の調査結果票

(10)　その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第９条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することを決定した場合にあっては潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金交付決定通知書（様式第３号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第10条　申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金取下届（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

２　前項による届出があったときは、既に行った補助金の交付決定は、その効力を失う。

（事業完了実績報告）

第11条　申請者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、交付決定の日の属する年度の３月31日までに、潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金完了実績報告書（様式第６号。以下「事業完了実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、交付決定後に工事内容に変更が生じたときは、事業完了実績報告書に変更後の内容を記載するものとする。

（１）　工事中・工事後の写真

（２）　建築基準法の規定に基づき交付された検査済証の写し

（３）　工事内容の変更により契約金額に変更が生じた場合、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳書の写し及び変更部分に係る工事着手前の写真

（４）　領収書の写し

（５）　潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金請求書（様式第７号）

（６）　振込先口座の通帳の写し

（７）　その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条　市長は、申請者から前条の事業完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金額確定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条　補助金は、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

（是正のための措置・報告）

第14条　市長は、事業完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を申請者に対して求めることができる。

２　市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

（財産の管理）

第15条　申請者は、補助金の交付を受け取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第16条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

（１）　市長に提出し、又は報告する書類の記載事項に虚偽があるとき。

（２）　第14条第１項の規定に基づく措置をとらなかったとき。

（３）　交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。

（４）　事業完了実績報告書を提出した日から２年以内に、新築した住宅から転居したとき。

（５）　前条の規定による管理義務を怠ったとき。

（６）　前各号に掲げるもののほか市長が不適当と認めたとき。

２　前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金交付決定取消通知書（様式第９号）により通知するものとする。

３　第１項後段の規定により補助金の返還を命ずるときは、潟上市過疎地域移住者等住宅基礎杭打ち工事支援補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

附　則

この告示は、令和７年７月１日から施行する。